

社外取締役 06.12

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 41

【要約】

- コーポレートガバナンスの観点などから、社外取締役が注目されることがある。
- そこで、まずは、社外取締役の会社法上の定義等を示す。
- その上で、上場会社での選任状況を示す資料を提示する。

1. 社外取締役とは

○会社法では、「社外取締役」は次のように定義されている（会社法2条15号）。

株式会社の取締役であつて、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役^(注1)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

(注1) 「業務執行取締役」とは、会社法では、「株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」のことを指している。

○会社法では、次のような場合を除き、選任しなければならないとはされていない。

- ①委員会設置会社を選択した場合、各委員会の委員の過半数を社外取締役にしなければならない（会社法400条3項）。
- ②特別取締役^(注2)^(注3)を選定する場合には、取締役のうち1人以上、社外取締役になければならない^(注4)（会社法373条）。

(注2) 会社法では、取締役の一部を特別取締役としてあらかじめ選定しておき、取締役会で決定すべき事項のうち、重要な財産の処分・譲受けと多額の借財について特別取締役により議決し、それを取締役会決議とする制度を用意している（会社法373条）。

(注3) 特別取締役については次のレポート参照。

・「会社法の特別取締役とは？」（堀内勇世、2005.7.27作成）

(注4) 特別取締役のうちの1人が社外取締役であることまでは求められていない。

2. 社外取締役の選任状況

○前述のとおり、会社法で社外取締役を選任しなければならない場合は限られている。しかし、上場会社などでは、コーポレートガバナンスの観点などから、選任しているか否かに注目が集まることが多い^(注5)。

(注5) 例えば、企業年金連合会の「株主議決権行使基準」では、株主利益の観点から経営を監督する機能を適切に果たすため、企業経営における執行と監督の機能を分離し、さらに当該企業と利害関係を一切有しない独立社外取締役の登用等を求めている。
http://www.pfa.or.jp/top/jigyuu/gov_1.html 参照。

○上場会社ではどの程度、社外取締役は選任されているのであろうか？ そこで、その参考となる資料を以下に掲げることとする。

(1) 日経新聞の記事

○2006年11月30日付日経新聞の17面、「検証社外取締役 ▶ 上」の中に次の記述が存在する。

東京証券取引所に提出しているガバナンス報告書によると、社外取締役を選任しているのは、東証一部時価総額上位百社（九月末、金融除く）のうち六十一社。社外取締役は計百四十六人を数える。

(2) 監査役協会のアンケート

○社団法人日本監査役協会が2006年11月22日に公表した、「株主総会前後の役員等の構成などに関するアンケート集計結果—第7回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—」^(注6)の6ページから、上場会社における社外取締役選任に関するデータの部分だけを抜き出すと、次のようになる。

	総会前	総会后
	上場会社	上場会社
取締役総数平均	9.05 人	9.03 人 (9.33 人)
社外選任がある会社の割合	41.8%	44.2% (44.5%)
社外取締役平均	1.75 人	1.78 人 (1.80 人)
合計	1582 社	1582 社 (1435 社)

(カッコ内は2005年8月実施の第6回調査結果)

(注6) (社)日本監査役協会が、2006年7月24日から8月14日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員を対象として行ったアンケート調査の結果である。
http://www.kansa.or.jp/PDF/enquet7_061122-1.pdf 参照。